

堺市西区役所庁舎屋内広告掲載業務仕様書（案内地図型）

1 業務名称

堺市西区役所庁舎屋内広告掲載業務（案内地図型）

2 設置場所

堺市西区鳳東町6丁600番地（別紙図面のとおり）

3 履行期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

（毎年度更新手続きをすることにより、最長で2024年3月31日まで更新可能）

4 業務目的

広告事業の実施による一般財源の増収及び区役所内の案内表示・区役所周辺の地図を掲載することによる市民サービスの向上を図ることを目的とする。

5 業務概要

- (1) 西区役所周辺及び西区全域地図等を作成・設置し、地図上に所在する民間企業を優先に募集し、広告を掲載する。
- (2) 来庁者にとって分かりやすい庁舎案内図等を作成・設置する。

6 業務内容

設置物一覧

図面内番号	設置内容	設置場所	規格
【A】	広告付パネル型案内地図	玄関ホール 北側中央壁面	幅 3,300mm～3,800mm 高さ 2,100mm 程度 奥行き 200mm 程度
【B】	広告モニター（自立式）	玄関ホール 市民課出入口壁面付近	幅 900mm 程度 高さ 2,100mm 程度 奥行き 700mm 程度
【C】	触知庁舎案内板	玄関ホール 出入口付近	幅 1,200mm～1,500mm 高さ 1,600mm～1,800mm 奥行き 300～600mm
【D】	市政情報用 デジタルサイネージ	本市と協議する	幅 700mm 程度 高さ 1,500mm 程度 奥行き 700mm 程度

(1) 広告付パネル型案内地図【A】

西区役所周辺案内地図、西区全域地図、西区役所庁舎案内図及び広告枠を設けること。

ア パネル全体

- ① 電気亜鉛メッキ鋼板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ② 意匠面は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコロトフィルムを挟み込む形にすること。

- ③ 本体と床をアンカーボルト等で止め、本体が転倒しないよう施すこと。
- ④ 照明については、省エネである LED 照明とすること。
- ⑤ 照明電源の ON, OFF はタイマーにより制御すること。
- ⑥ 案内地図は QR コードにより携帯電話にリンクができるようにすること。

イ 周辺案内地図

- ① 地図は本体内に収まり、縦 400mm×横 400mm程度で作成すること。
- ② 地図の縮尺は 2,500 分の 1 程度で作成すること。
- ③ 公共施設・災害時の避難場所等堺市が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ④ 別途指示するとおり、周辺商店街名等を表示すること。
- ⑤ 地図上に所在する広告主を優先し表示を行うこと。

ウ 西区全域地図

- ① 本体内に収まり、西区全域の地図を縦 1,100mm×横 900mm 程度の大きさで作成すること。
- ② 公共施設・災害時の避難場所等本市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

エ 西区役所庁舎案内図

- ① 本体内に収まり、縦 1,100mm×横 1,500mm 程度の大きさで作成すること
- ② 案内図には、西区役所庁舎案内図（1 階～7 階）及び各フロア担当等案内（文字情報）を配置すること。
- ③ 本市が提出する図面等をもとに、来庁者にとって分かりやすい案内図を作成すること。

オ 広告枠

- ① 周辺地図上に所在する広告主を優先に募集し、広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）
- ② 地図上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう番号等で一致させること。
- ③ 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくなるようにすること。

(2) 広告モニター【B】

- ア 自立式・可動式とし、ストッパーを設けるなど本体が転倒しないよう施すこと
- イ 照明電源の ON, OFF は自動で制御すること。

(3) 触知庁舎案内板【C】

- ア 庁舎案内図の大きさは縦 600mm×横 800mm 程度とすること。
- イ 庁舎案内図には、西区役所庁舎案内図（1 階～4 階）及び各フロア担当等案内（文字情報・点字等）を配置すること。
- ウ 本市が提出する図面等をもとに、来庁者にとって分かりやすい案内図を作成すること。

(4) 市政情報用デジタルサイネージ【D】

- ア 自立式・可動式とし、USB を用いてデータを読み込め市政情報を放映できるものとする。
- イ 本機の運用（表示及び放映等）に際し、ソフトウェア及びハード機器（パソコン

等)が必要な場合は、広告取扱事業者が提供すること。

(5) その他

上記(1)～(4)の設置物について、以下の点に留意すること。

ア 周囲と調和のとれた色合いにすること。

イ ユニバーサルデザインに配慮すること。

ウ 色覚障害者に配慮した配色でデザインとすること。

エ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、必要に応じて周辺案内地図等を張り替えること。

オ 西区役所の組織改編等により庁舎案内図の変更が必要になった場合、速やかに案内図を張り替えること。

カ 地図・庁舎案内図は、事前に見本を市の担当者へ提出し承認を得ること。また、地図上の広告主の表示や広告枠の掲載についても、事前に見本を本市へ提出し、その承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。

キ 広告主及び広告内容について、公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。

ク 広告主の表示や広告枠の掲載について、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、堺市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

ケ 広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に当該原案及び広告主の誓約書(様式7)を本市に提出し、堺市広告掲載基準等の関係規程に基づく審査を受け、承認を得ること。また、差替えを行う場合も同様とする。

7 必要経費

(1) 設置物全てに関する設置及び撤去に要する工事費、消耗品に係る費用は全て広告取扱事業者の負担とする。

(2) 広告掲載に係るパネル等【A】、【B】の光熱費は広告取扱事業者の負担とし、触知庁舎案内板【C】、デジタルサイネージ【D】に係る光熱費は、本市の負担とする。

(3) 上記(2)の光熱費については、個別メーター等を設置する場合は当該数値により、設置しない場合は定格電力と稼働時間数により積算する。

(4) 広告掲載料(年額、消費税含む。)及び、行政財産の目的外使用料については、使用を開始する日までに市が発行する納入通知書により事前に支払うこと。

(5) 地図、庁舎案内図、広告等、表示物の変更にかかる一切の費用は広告取扱事業者の負担とする。

8 設置条件

(1) 転貸、譲渡の禁止

設置場所の全部又は一部を転貸し、又は賃借権を譲渡することはできない。

(2) 管理運営

設置する際は事前に本市に連絡のうえ、地震等により転倒及び落下しないように安全に据え付けること。

(3) 原状回復

広告取扱事業者は、使用期間が満了したとき、又は契約を解除されたときは、速や

かに当該施設を原状に回復して返還すること。

(4) 損害賠償

ア 広告取扱事業者は、その責に帰する理由により、施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。但し、当該施設を現状に復した場合は、この限りではない。

イ 広告取扱事業者は、許可条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(5) 費用の支出及び請求権の放棄

広告取扱事業者は、当該施設に投じた費用は理由のいかんを問わず、すべて設置業者の負担とし、これを本市に請求することはできない。

9 使用許可の取消し

使用期間中に、本市において公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は、当該許可の条件（公募要領 3. 資格要件）に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取消すものとする。

10 その他

(1) この仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は堺市ホームページ 広告掲載取扱要綱等に定めるところによるものとする。

(2) 市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。

(3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

(4) 設置事業者は、設置期間が終了する前に自己都合により本体等を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の4ヶ月前までに堺市に書面により通知すること。

(5) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。